

令和6年第3回定例会

議案等参考資料

1 議案第 4 号関係

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(1) おいらせ町公民館条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(利用の申込み等)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による利用の許可を受けようとする者は、7日前までに、<u>別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書</u>を館長に提出しなければならない。</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による利用の許可を受けようとする者は、7日前までに、<u>公民館利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)</u>を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>館長は、前項の申請者に対し利用許可書(様式第1号)の写しを交付する。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>3 略</p> <p>(減免申請等)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書に公民館使用料減免申請書(様式第2号)を添えて提出し、<u>その承認を受けなければならない。ただし、年間を通じて定期的に事業を行う場合は、あらかじめ年間の減免申請を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>館長は、前項の申請があった場合において適当と認めるときは、使用料減免承認書(様式第2号)の写しを交付する。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める額とする。ただし、入場料を徴収して利用する場合は、減額し、又は免除することとはしない。</u></p> <p>(1) <u>町又はおいらせ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 <u>使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>収益を目的としない団体等が教育、学術、文化等の向上発展を目的とした公益性の高い活動として使用する場合</u> <u>冷暖房料を除く使用料の全額</u></p>

改正案	現行
	<p>(3) <u>町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体等がその目的達成のための行事に利用する場合</u> 冷暖房料を除く使用料の全額</p> <p>(4) <u>町内の保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が教育活動等を目的として、行事に利用する場合</u> 使用料の全額</p> <p>(5) <u>その他教育委員会が特に適当であると認めた場合</u> 教育委員会が定める額</p> <p><u>様式第1号(第6条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第7条関係)</u> 略</p>

(2) おいらせ町民交流センター条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(利用の申込み等)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により<u>利用の許可</u>を受けようとする者は、7日前までに<u>別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により<u>交流センターの利用の許可</u>を受けようとする者は、7日前までに<u>町民交流センター利用許可申請書(様式第1号)</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第8条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>町又は教育委員会が主催し、又は共催する体育、スポーツ及び文化活動に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>町内の保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校が教育活動等を目的として、行事に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(3) <u>町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体等がその目的達成のための行事に利用する場合 冷暖房料を除く使用料の全額</u></p> <p>(4) <u>その他教育長が特に適当であると認めた場合 教育長が定める額</u></p> <p>2 <u>前項の使用料の減免を受けようとする場合は、町民交流センター利用許可申請書に町民交流センター使用料減免申請書(様式第2号)を添えて提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第9条 <u>教育長は、第6条の規定による許可をする場合は、申請者に対して、町民交流センター利用許可書(様式第3号)を交付する。</u></p>
<p>(利用許可事項の変更等)</p> <p>第8条 条例第12条の規定による利用事項の</p>	<p>(利用許可事項の変更等)</p> <p>第10条 条例第12条の規定による利用事項</p>

改正案	現行
<p>変更又は利用の取消しをするときは、利用2日前までに別に定める様式による利用許可事項変更(取消し)申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>第9条 略  第10条 略  第11条 略</p>	<p>の変更又は利用の取消しをするときは、利用2日前までに町民交流センター利用許可事項変更(取消し)申請書(様式第4号)に交流センター利用許可書を添えて速やかに教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の申請があった場合において交流センターの運営上支障がないと認めるときは、承認書を交付する。</p> <p>第11条 略  第12条 略  第13条 略</p> <p>様式第1号(第6条関係)  略  様式第2号(第8条関係)  略  様式第3号(第9条関係)  略  様式第4号(第10条関係)  略</p>

(3) おいらせ町いちょう公園体育館条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p><u>(利用の申込み等)</u></p> <p>第5条 条例第4条の規定により、利用許可を受けようとする者は、<u>7日前までに別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>(利用許可の申請手続等)</u></p> <p>第5条 条例第4条の規定により、利用許可を受けようとする者は、<u>いちょう公園体育館利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育長が、前項の申請を許可したときは、前項の許可申請書に係るいちょう公園体育館利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)</u>に条件等を記載して交付するものとする。</p>
<p>(変更等許可の申請手続)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、<u>別に定める様式による利用許可事項変更(取消し)申請書を教育長へ提出しなければならない。</u></p>	<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(変更等許可の申請手続)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、<u>いちょう公園体育館施設利用許可事項変更(取消し)申請書(様式第3号)に先に交付を受けた許可書を添えて速やかに教育長へ提出しなければならない。</u></p>
	<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第8条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>町又は教育委員会が主催し、又は共催する体育、スポーツ及び文化活動に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>町内の保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校が教育活動等を目的として、行事に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(3) <u>町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体等がその目的達成のための行事に利用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(4) <u>その他教育長が特に適当であると認めた</u></p>

改正案	現行
<p>第8条 略</p>	<p> <u>場合 教育長が定める額</u>  <u>(使用料減免の手続)</u>  <u>第9条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、いちよう公園体育館使用料減免申請書(様式第4号)により教育長に申請しなければならない。</u>  <u>2 教育長は、前項の申請により減免を決定したときは、これを申請者に通知する。</u>  <u>第10条 略</u>    <u>様式第1号(第5条関係)</u>  <u>略</u>  <u>様式第2号(第5条関係)</u>  <u>略</u>  <u>様式第3号(第6条関係)</u>  <u>略</u>  <u>様式第4号(第9条関係)</u>  <u>略</u> </p>

(4) おいらせ阿光坊古墳館条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により<u>使用料を減免し、又は免除することができる場合及びその額は、おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則のほか、次の各号に定めるとおりとする。ただし、体験学習における原材料費の減免は行わない。</u></p> <p>(1) <u>収益を目的としない団体等が教育、学術、文化等の向上発展を目的とした公益性の高い活動として使用する場合 冷暖房料を除く使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>高等学校が教育活動等を目的として、行事に使用する場合 使用料の全額</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により<u>減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、体験学習における原材料費の減免は行わない。</u></p> <p>(1) <u>町又は教育委員会が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>収益を目的としない団体等が教育、学術、文化等の向上発展を目的とした公益性の高い活動として使用する場合 冷暖房料を除く使用料の全額</u></p> <p>(3) <u>町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体等がその目的達成のための行事に使用する場合 冷暖房料を除く使用料の全額</u></p> <p>(4) <u>町内の保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が教育活動等を目的として、行事に使用する場合 使用料の全額</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が特に適当であると認めた場合 教育委員会が定める額</u></p>



2 議案第 5 号関係

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表(抜粋)

改正案	現行
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 校医の報酬及び費用弁償は、町条例の定めるところによりこれを支給する。</p> <p>2 校医及び薬剤師の報酬額は、5月1日現在における児童生徒数により決定する。また、特別の事情のあるときは、年度途中においても報酬額を変更することができる。</p> <p>3 年度の途中において委嘱又は解嘱した者についての報酬額は、その年度の現月数により月割計算とする。</p> <p>4 <u>第3条第2項ただし書きの規定により、校医を2名とした場合の1人当たりの報酬額は、年額に当該学校の5月1日現在における児童生徒数に2分の1を乗じて得た人数の児童生徒数割加算額を加えた額とする。</u></p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 校医の報酬及び費用弁償は、町条例の定めるところによりこれを支給する。</p> <p>2 校医及び薬剤師の報酬額は、5月1日現在における児童生徒数により決定する。また、特別の事情のあるときは、年度途中においても報酬額を変更することができる。</p> <p>3 年度の途中において委嘱又は解嘱した者についての報酬額は、その年度の現月数により月割計算とする。</p>

3 協議第 1 号関係



〒

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一 様

お選管第157号  
令和6年3月13日

おいらせ町選挙管理委員会  
委員長 田中直喜



おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より選挙執行に対しましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴会からご推薦を受け委員の委嘱をしておりました 三村 伸子 氏が、令和6年3月31日(但し、後任の委員が就任するまで)をもって任期が満了となります。

つきましては、後任の委員を委嘱したいと思いますので、同封した書類に記入のうえ、期限までにご返送くださるようお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 委嘱日から後任の委員が就任するまで
2. 報酬 1回当たり5,300円
3. 提出書類 推薦書
4. 提出期限 令和6年4月16日(火)

担当 おいらせ町選挙管理委員会  
事務局 書記 柏崎雄一  
電話 0178-56-2166